



剣淵町立診療所からお知らせ

診療時間の予約制の実施について

剣淵町立診療所では、電子カルテの導入に伴い、平成26年2月から診療時間の予約制を実施します。診療時間の予約制は、定期的に通院している方の次回受診日と診療時間を医師の診察の際、相談して決めていただくものです。

これまでの外来患者の多い日、少ない日の偏りが解消され、診察までお待ちいただくことが少なくなります。ただし、病状や急患等によりお待ちいただくこともありますのでご了承ください。詳しくは、診療所窓口へお問い合わせください。

なお、都合により予約日の変更が必要な場合は、お早めにお電話等でご連絡ください。

また、診療所では寝たきり等で通院が困難な方を対象として、医師が定期的にご自宅を訪問して診察する「訪問診療」を行っております。

ご希望の方は、診療所へお電話等でご相談ください。

午後の診察は、ひらなみ荘の回診や訪問診療のため医師が不在となることがあります。

あらかじめ、お電話でご確認をお願いします。



お問い合わせ先：剣淵町立診療所（TEL 34-2030）

剣淵町不妊治療費助成について

剣淵町では、不妊治療を受けている方への経済負担軽減などを目的として、下記のとおり「不妊治療費の助成事業」を行っています。

1・対象となる治療 タイミング法・人工授精による治療

2・対象となる方 対象となる治療を受けている方で、次のいずれにも該当する方

- ・町内に住所がある方
- ・法律上の婚姻をしている方
- ・北海道が指定した医療機関で治療した方

【旭川市内指定医療機関…旭川医科大学病院・みずうち産科婦人科・森産科婦人科病院】

3・助成金の額及び助成の期間

1年度あたりの治療に要する費用を、10万円を限度に助成します。助成期間は、通算5年間とします。

4・申請手続き 治療が終わり次第すみやかに申請手続きをするようお願い致します。

申請に必要なもの ～ 不妊治療受診証明書・領収書・印鑑

5・申請場所 ふれあい健康センター

*北海道で行っている特定不妊治療費助成事業（治療対象～体外受精・顕微授精）については、名寄保健所が申請窓口となります。（☎01654-3-3121）

*不明な点がございましたら、お気軽にご相談下さい。